

個人所属クイックシルバー式MXⅡスプリント Top-R582L型
(超軽量動力機) JR1347の航空事故調査について
(経過報告)

令和4年10月27日
運輸安全委員会(航空部会)

運輸安全委員会は、令和3年11月7日、山口県山口市深溝場外離着陸場において個人所属クイックシルバー式MXⅡスプリント Top-R582L型(超軽量動力機) JR1347が浮揚した直後にハードランディングした航空事故について、令和3年11月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、さらに分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。このため、本件調査については、本事故が発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本件航空事故に関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、航空事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故等の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行うものであり、本事故の責任を問うために行うものではない。

1. 航空事故の概要

個人所属クイックシルバー式MXⅡスプリント Top-R582L型(超軽量動力機) JR1347は、令和3年11月7日(日)、山口県山口市深溝場外離着陸場で浮揚した直後にハードランディングし、操縦者1名が重傷を負った。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和3年11月7日、航空事故として通報を受けて本事故の調査を担当する主管調査官ほか1名の航空事故調査官を指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、航空機各部の損傷の調査、及びエンジンの分解調査等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

(1) 飛行の経過

同機は、試験飛行を行うため、操縦者1名が搭乗し、離陸滑走を開始したが、



図1 同型式機(型式仕様書から引用)

通常ほど加速せず滑走路の中央付近になっても離陸できなかった。操縦者は、離陸の中止を決断したものの機体が加速して浮揚した。操縦者が着陸させようと操縦桿^{かん}を前に倒したところ、同機は前輪から強く接地して滑走後、倒立した状態で停止した。

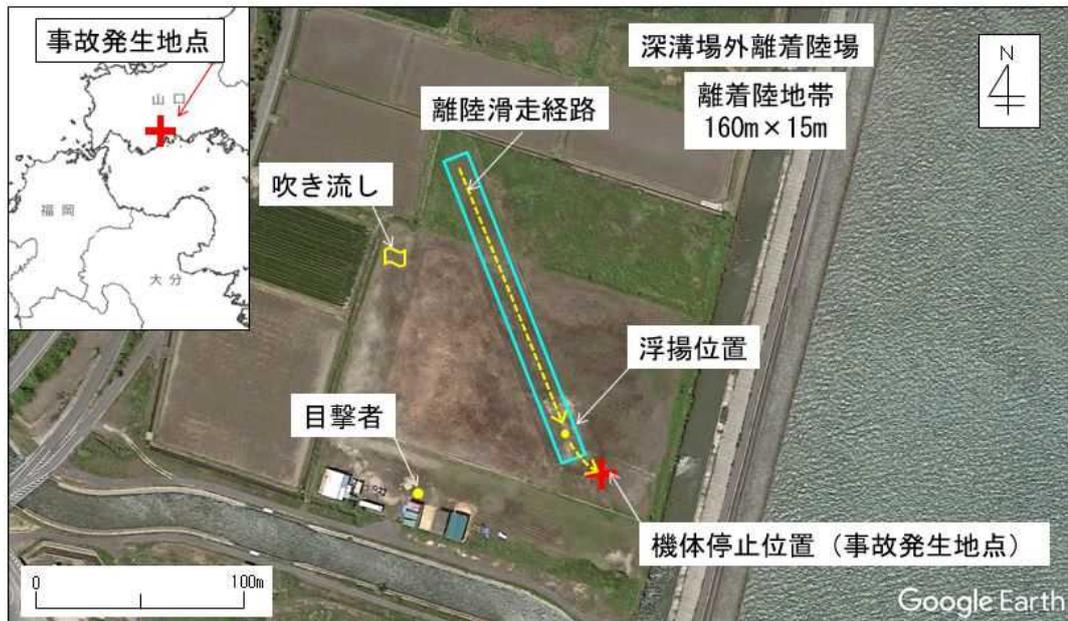


図2 場外離着陸場及び事故現場

(2) 死傷者

操縦者1名 重傷（大腿骨等の骨折）

(3) 航空機の損壊

中破

- ・前脚：変形
- ・操縦席周りのフレーム：変形

(4) 気象

操縦者の口述及び事故現場の南西約1.6kmに位置する山口宇部空港の事故関連時間帯の航空気象観測によれば、同場外離着陸場の天気は晴れ、無風で視程は良好だった。

4. 今後の調査

本航空事故の原因及び本航空事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、同機のエンジンの作動状況など、更なる分析のほか、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本航空事故の原因等の調査を進める。